平成２４年（フ）第３０号
千葉市若葉区貝塚町192番地４　市営住宅貝塚第２団地２棟208号
債務者　図師　綾子（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
千葉市緑区おゆみ野２丁目１番地５ライフヒルズ鎌取106号
債務者　上野　三郎
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８４号
千葉県市川市大野町３―1642―２メゾン中野Ｂ棟101号、住民票上の住所千葉県茂原市下永吉2434番地５
債務者　御子神早希
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
千葉県香取市神生９番地１
債務者　松井　未来
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第２号
千葉県香取市虫幡1016番地　白井ハイツ第一101号
債務者　竹川　良明
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第２４６号
新潟県十日町市山本177番地６
債務者　涌井絵里奈
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
愛知県安城市北山崎町干河原66番地、前住所神奈川県川崎市川崎区宮本町２番地９　セザールプラザ川崎703
債務者　平田　幸子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
岡山県都窪郡早島町早島3424番地１　プレジール林203号
債務者　山本　慶太
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
岡山県井原市西江原町2405番地１
債務者　三村　雄一
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第５号
岡山県総社市井手1180番地４グランパレＫ―Ｂ202号、申立時の住所岡山県総社市三須1608番地26
債務者　一安　直樹
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６号
岡山県総社市井手1180番地４グランパレＫ―Ｂ202号、申立時の住所岡山県総社市三須1608番地26
債務者　一安　弘子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
高知県香美市土佐山田町西本町１丁目５番８号　中山アパート南、申立時の住所高知県香美市土佐山田町2157番地４　中須アパート２階西
債務者　西村　和子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
北海道上川郡下川町旭町239番地
債務者　小野寺美幸（旧姓安楽）
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第４７３号
群馬県伊勢崎市茂呂町２丁目2831番地10
債務者　長谷川　学
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４８９号
群馬県前橋市広瀬町３丁目16番地７　亀井ハイツ７号
債務者　岩瀬　貴人
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１５号
群馬県前橋市総社町桜が丘1231番地
債務者　田畑　由佳
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１８号
群馬県前橋市広瀬町３丁目５番地９　須田貸住宅３号
債務者　齊藤　則夫
1　決定年月日時　平成24年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係